

協議第 57 号 関係資料 (協議項目 23 - 1 -)

○消防施設整備

消 防 施 設 の 種 類			調 整 案		
機 械 器 具	消防ポンプ自動車	ポンプ A-2 級	地元負担なし (全額市負担)		
	小型動力ポンプ積載車	最大積載量 500~2,000Kg 改造費含む	地元負担なし (全額市負担)		
	小型動力ポンプ	B 3 級	台車付き	地元負担なし (全額市負担)	
			積載車搭載用	地元負担なし (全額市負担)	
施 設	詰所及び器具置き場	新築・改修		地元負担なし (全額市負担) ただし土地及びその借料等は地元対応 (建坪制限有り)	
		修繕		地元負担なし (全額市負担) ただし 3 万円未満の修繕は地元負担	
	防火水槽	新 設	4 0 m ³ 級	有蓋 I 型	地元負担なし (全額市負担) ただし土地及びその借料等は地元対応
				有蓋 II 型	地元負担なし (全額市負担) ただし土地及びその借料等は地元対応
		修繕		地元負担なし (全額市負担) ただし土地及びその借料等は地元対応	
	防火水利	新設・修繕		地元負担 3 0 %	
	警鐘楼	(ホース掛) 新設(鋼製)		警鐘楼…原則として新規は作らない ホース掛…地元負担なし (取り壊しも含む)	
	サイレン	消防用サイレン吹鳴装置		地元負担 5 0 %	
	消火栓	新設・修繕		地元負担なし (全額市負担)	
		移転		その都度協議	
消火栓器具	ホース・管そう・器具箱		新規…地元負担なし 2 回目以降…地元負担 3 0 %		

※ 機械器具及び詰所及び器具置き場、防火水槽については、市発注・市支払

※ 消火栓については、地元発注・後補助

協議第 57 号 関係資料 (協議項目 23 - 1 -)

○消防施設整備 (現況)

区分	伊那市	高遠町	長谷村
事業主体	市・一部地元	詰所・貯水槽・警鐘楼は町 他は地元事業	村が実施
詰所 (新築、増改築、修繕)	70/100 ただし補助対象部分は床面積による ・ポンプ車、ポンプ積載車車庫 (詰所含) 90 m ² 以内 ・小型ポンプ車庫 (詰所含) 45 m ² 以内 ・維持管理 地元	新築の場合は事業費の 15%を地元負担 増築・修繕は 10 万円以内は町全額負担、 10 万円を超えた場合、額の半額地元負担	消防施設及び装備については、全て 村負担 (地元負担なし)
警鐘楼 (新築・改築等)	100/100	事業費の 15%地元負担	
消火栓 (新設・修繕・移転)	新設・修繕・移転 100/100 器具新設 100/100 器具更新 70/100 地元管理	80/100 (地元事業に対する補助率、器具設置は 70/100)	
ポンプ車 (ポンプ車・ポンプ積載車・ 小型ポンプ)	・国 1/3 ・市 2/3 地元負担なし	全額町負担	
防火水槽 (新設・改修)	100/100	新設は (事業費 - 国庫補助金額) × 10/100 を地元負担、修繕 10 万円以内町 負担、10 万円を超えた額は地元半額負 担	
防火水利		70/100 (地元事業に対する補助率)	